

徳島県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和八年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名	区間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
261		菅生伊良原	同	三好市東祖谷菅生五八四番五地先から 同 五八四番一六地先まで	新	旧 一四・四〇・一七・六 四・三〇・五・一	二〇・八